

公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター 電子公告

公益社団法人陸前高田市シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十八号)に基づき登記を完了したので、同法第三百三十一条第三項の規定により次の通り公告します。

名称	公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター
主たる事務所	岩手県陸前高田市高田町字中田62番地1
設立年月日	平成23年12月1日
目的	<p>センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>センターは、目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。</p> <p>(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業並びに社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>
代表理事	代表理事 理事長 鈴木 政行 代表理事 副理事長 阿部 勝也
電子公告アドレス	<a href="http://www.sjc.ne.jp/rikutaka/">http://www.sjc.ne.jp/rikutaka/</a>
代表電話	0192-54-4888